

令和4年7月吉日

さくら共済加入事業所 各位

弘前商工会議所

弘前商工会議所生命共済（さくら共済）制度規約一部改正について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当商工会議所の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当所が運営しております弘前商工会議所生命共済（さくら共済）制度におきまして、社会的ニーズが高まっている背景から、新規でご加入できる年齢を引き上げるべく、下記の通り規約内容を変更いたします。施行日は令和4年11月1日となりますので、ご加入者の皆様におかれましてはご確認くださいますようお願い申し上げます。

旧 条 文	新 条 文
<p>(加入資格) 第2条 (省略)</p> <p>(1) 加入時の年齢は、<u>効力発生日</u>において14歳6箇月を超え、<u>60歳6箇月まで</u>の者。ただし、<u>60歳6箇月まで</u>に加入した者は、70歳6箇月まで継続して加入することができる。</p> <p>(加入金額) 第3条 (省略)</p> <p>2 1口は、50万円とし、加入者1人につき8口を限度とする。ただし、<u>加入者の年齢</u>が60歳6箇月を超えた場合は、その<u>直後の更新日</u>に2口100万円に切り替えるものとする。</p>	<p>(加入資格) 第2条 (省略)</p> <p>(1) 加入時の年齢は、<u>更新日</u>において14歳6箇月を超え、<u>65歳6箇月まで</u>の者。ただし、<u>65歳6箇月まで</u>に加入した者は、70歳6箇月まで継続して加入することができる。</p> <p>(加入金額) 第3条 (省略)</p> <p>2 1口は、50万円とし、加入者1人につき8口を限度とする。ただし、<u>3口以上の加入者の更新日における年齢</u>が60歳6箇月を超えた場合は、その更新日に2口100万円に切り替えるものとする。</p>
	<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>10 第2条、第3条第2項の一部改正は、令和4年11月1日から施行する。</u></p>

※ 弘前商工会議所生命共済（さくら共済）制度は、アクサ生命保険株式会社を引受会社とする入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険（団体型）と弘前商工会議所が独自に実施する見舞金・祝金・助成金制度にて構成されています。

ご加入に際しましては、パンフレット、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を必ずご覧ください。

●本規約改正に伴う『別表第1（第4条関係）』の変更（下記取り消し線部削除）

（単位：円）

保険年齢	口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口
	性別								
15歳～55歳	男性	800	1,600	2,400	3,200	4,000	4,800	5,600	6,320
	女性								
56歳～60歳	男性	1,058	2,116	3,174	4,232	5,290	6,348	7,406	8,340
	女性	854	1,707	2,561	3,414	4,268	5,121	5,975	6,743
61歳～65歳 （更新のみ）	男性	1,281	2,562						
	女性	958	1,916						
66歳～70歳 （更新のみ）	男性	1,630	3,259						
	女性	1,083	2,166						

【お問い合わせ先】

弘前商工会議所 総務財政課 TEL 0172-33-4111

【定期保険(団体型)引受保険会社】

アクサ生命保険(株)弘前営業所 TEL 0172-33-5744